

郵便往復はがき(往信)



様

法定点検のお知らせ

(消費生活用製品安全法に基づくお知らせ)

特定保守製品 浴室換気乾燥暖房機(浴室用電気乾燥機)

受付番号	TA00008090***
製品型式	BF-811RX
製造番号	09060077C
点検期間	2017年12月 ~ 2020年11月



■点検制度について

- ①このお知らせは、消安法の長期使用製品安全点検制度に基づき、ご登録いただきました製品の所有者様(または所有者様をご指定された方)へ、送付させていただいております。
- ②消安法は、製品の経年劣化事故を未然に防止するため、特定保守製品と指定された製品について、メーカーが所有者様に点検の実施時期をご通知し、所有者様のお申し込みに基づいてメーカーが点検(有償)を実施することを制度化したものです。
- ③点検では、設置状況・機器の状態・動作確認をさせていただきます。

《連絡先》高須産業株式会社 長期使用製品相談窓口
TEL:0120-775-191 受付時間 ●午前9:00～午後5:00

点検制度の詳細については<http://www.takasu-tsk.com>へアクセスし確認してください。

浴室換気乾燥暖房機 点検依頼書

お客様(所有者様)へ

●点検のお申し込みについては、下記に必要事項の記入と□にチェックを入れ、投函いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

特定保守製品

浴室換気乾燥暖房機(浴室用電気乾燥機)

型式	BF-811RX	製造番号	09060077C
受付番号	TA00008090***		

□にチェックを入れてください

□点検(有償)を申し込みます。

点検日時:点検を希望されるお客様には別途弊社サービスセンターから連絡を差し上げ、点検日時の調整をさせていただきます。
(点検希望時期: 年 月頃)

□点検期間終期に再度通知を希望する。

点検期間終期のお知らせと買い替えの案内を送付させていただきます。

□点検は要請しない。(点検は要請しない場合でも必ずご返信ください。)

□交換済 □廃棄 □未使用 □譲渡 □その他

理由:

ふりがな	
お名前	様
ご住所	〒
電話番号	

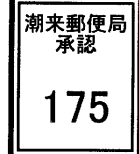
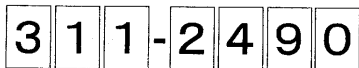
*記載内容と異なっている場合には恐れ入りますが名前、住所、電話番号を訂正の上、ご返信ください。

*お客様にご記入いただいた個人情報を保護するために、氏名・住所等の欄には必ず付属の『個人情報保護シール』を貼ってご返信ください。

●お客様よりいただきました個人情報は本要件のみに使用し、管理を行います。点検の実施、その他製品に関するお知らせ(保守、買い替え、廃棄のご案内)をする場合以外には、使用いたしません。

郵便往復はがき(返信)

料金受取人払郵便



差出有効期間
平成30年2月
25日まで
(切手不要)

(受取人)

茨城県潮来市水原3080

高須産業株式会社

所有者登録係 行



法定点検(有償)のお知らせ

日頃は弊社製品をご愛用賜り、誠にありがとうございます。

お客様より所有者登録いただきました製品の法定点検の時期になりましたので、ご案内を申し上げます。

対象の製品は、消費生活用製品安全法(消安法)における特定保守製品に指定されており、製品に表示している点検期間内に点検を行うことが求められております。返信はがきにご記入の上、ご返信いただきますようお願い申し上げます。

点検をお申し込みいただくにあたっては、以下の事項を熟読いただき、ご了承ください。

- 1.点検は、省令(長期使用製品安全点検制度)で定められた点検基準に則して実施いたします。
- *点検員が訪問したものの、点検が出来なかった場合でも、費用をご負担いただく必要があります。
- 2.点検は現時点での点検基準に機器が適合しているかどうかを確認するものであって、点検後の動作、安全性を保証するものではありません。
- 3.法定点検の点検基準に適合していない場合は、所有者様が適切な対応(整備・修理、使用中止、買い替え等)を選択することができるようにご説明いたします。また適合する状態に戻すために行う修理等の料金は点検料金に含まれておりません。修理・部品交換をご依頼される場合は、別途修理費用が必要となりますので、ご了承ください。
- 4.点検料金は、有償になります。
点検料金は、一旦点検を実施しますと点検状況の如何にかかわらず、費用をご負担いただきます。
- 点検料金は、点検技術料、出張交通費、その他諸経費、消費税の合計金額となります。ホームページでは、点検料金に関するご案内をしております。
点検料金の目安:15,000円～(2017年9月現在税別)
- 5.点検を要請されない場合は、事故防止のため、早めの買い替え、廃棄をおすすめいたします。
- 6.その他点検に関する内容は、取扱説明書が弊社ホームページをご確認ください。

●所有者様には、経年劣化に起因する事故が生じる場合に、他人に危害を及ぼす恐れがあることに留意し、点検を受けることが求められています。特に賃貸人等には、賃借人の安全に配慮する立場であることから特定保守製品の点検を行う等、その保守に努めることが求められています。